

村山市給水装置工事申請注意事項

1. 工事申請

村山市給水装置工事設計審査申請書 2 部（1 部コピー）を提出すること。
審査申請料・・・新設、増設その他これに類するもの 2, 0 0 0 円

2. 加 入 金

加入金の徴収は、基本的に申請承認時に徴収する。申請受付時に加入金を持ってきた場合はその時点で受け取る。ただし、判断しかねる場合は承認時に徴収する。

加入金料金表

口 径	金 額	消費税	合 計
13mm	35,000 円	3,500 円	38,500 円
20mm	40,000 円	4,000 円	44,000 円
25mm	70,000 円	7,000 円	77,000 円
30mm	100,000 円	10,000 円	110,000 円
40mm	200,000 円	20,000 円	220,000 円
50mm	400,000 円	40,000 円	440,000 円
75mm	700,000 円	70,000 円	770,000 円
100mm	1,000,000 円	100,000 円	1,100,000 円

※なお、増口径は新口径と旧口径の額の差額となります。

3. 道路占用許可申請

1) 国・県道占用申請書

提出 3 部（着工前の写真）

※ 国・県道工事着工届

提出 1 部 着工日決定後連絡

国・県道工事完了届

（施工前・施工中・施工後の写真 1 部提出）

2) 市道占用申請書

提出 3 部

（申請書、位置図、平面図、横断図、標準断面図、交通規制図、箇所図（これまで通行制限に添付していたもの））

通行制限

提出不要ただし、道路工事届出書は消防署へ提出し、その写しを水道課へ提出すること。

4. 使用材料 村山市給水装置工事施行基準参照

5. 工事方法 //

6. 完成検査

工事完了後は、速やかに給水装置工事検査申請書 2 部（1 部コピー）を提出し、水道課の検査を受けること。特に新築家屋などの場合、使用者が入居する前に検査を受けること。

検査申請料・・・3, 0 0 0 円

※ 村山市給水装置工事設計審査申請書、検査申請書は村山市 HP に掲載しております。